

証券コード 2705
2021年2月3日

株 主 各 位

東京都武蔵野市中町一丁目20番8号
株式会社大戸屋ホールディングス
代表取締役社長 蔵 人 賢 樹

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症に罹患された皆様及び関係者の皆様に、心からお見舞い申し上げますとともに、医療従事者をはじめ感染防止にご尽力されている皆様に、深く感謝申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

当社は、新型コロナウイルスの感染拡大等を受け、本招集通知に同封の「当社臨時株主総会における新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について」に記載のとおり、本臨時株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、本臨時株主総会へのご出席に際し、開催日時点での流行状況やご自身の健康状態をお確かめの上、ご無理をなさらず、当日のご出席を見合わせることもご検討ください。

なお、当日のご出席に代えて、後記3頁記載の「議決権行使についてのご案内」のとおり、議決権行使書またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討の上、2021年2月17日（水曜日）午後5時45分までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年2月18日（木曜日）午後2時（受付開始 午後1時）
2. 場 所 神奈川県横浜市西区みなとみらい五丁目1番1号 横浜グランゲート2F
TKPガーデンシティPREMIUM横浜駅新高島
(開催時刻・開催場所が従来の株主総会と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。)
3. 会議の目的事項
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 第1回優先株式発行の件
第3号議案 取締役1名選任の件

以 上

議決権行使についてのご案内

議決権の行使方法

株主総会にご出席される場合

会場受付にて
ご提出



同封の議決権行使書用紙を
株主総会当日に会場受付にご提出ください。

議決権行使書のみでの行使 をご希望の場合

郵 送



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、
2021年2月17日（水曜日）午後5時45分までに到着するようご返
送ください。

インターネット



当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufig.jp/>) にアクセスい
ただき、同封の議決権行使書用紙に記載された議決権行使コード及びパスワ
ードをご利用になり、画面の案内に従って、
2021年2月17日（水曜日）午後5時45分までに賛否をご入力くだ
さい。

- ◎ 議決権行使書により議決権を行使される場合、各議案に対して賛否の表示をされないときは、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎ 議決権行使書またはインターネットにより複数回議決権を行使された場合は、それぞれ最後のものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ◎ インターネットにより議決権を行使された場合は、議決権行使書をご返送いただいた場合でも、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.ootoya.jp/ir/>) に掲載させていただきます。
- ◎ 新型コロナウイルスの感染拡大の状況により、株主総会の運営・会場に大きな変更が生じる場合には、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.ootoya.jp/ir/>) にてお知らせいたしますので、当日のご出席をご検討の際は、お出かけ前に必ずご確認ください。

インターネットによる議決権行使のお手続きについて

議決権行使期限

2021年2月17日（水曜日）午後5時45分まで

ログインID・パスワードを入力する方法

議決権行使
サイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>

1. 議決権行使サイトへアクセス

①「次の画面へ」をクリック

2. ログインする

- ② お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力
- ③ 「ログイン」をクリック

株主総会に関するお手続きサイトログインページ
(株主名簿管理人)三菱UFJ信託銀行 証券代行部

② ログインID (4桁数字) (半角) ③

パスワード
または 仮パスワード (半角)

パスワード変更

3. メニューから議決権行使を選択

- ④ 「現在のパスワード」、「新しいパスワード」、「新しいパスワード（確認用）」をそれぞれ入力
- ⑤ 「送信」をクリック

パスワードのご変更

④ 現在のパスワード (半角) ⑤

新しいパスワード (半角)

新しいパスワード（確認用） (半角)

送信

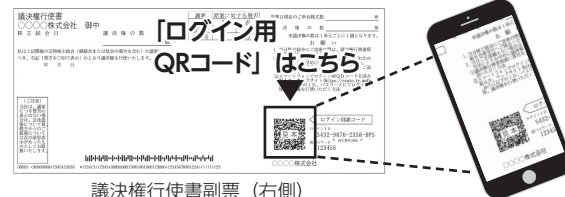
以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを読み取る方法

ログインID、パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1. QRコードを読み取る

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る



議決権行使書副票（右側）

2. 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ

3. 各議案の賛否を選択

画面の案内に従って各議案の賛否を選択

画面の案内に従って行使完了です。

上記のQRコードを用いた議決権行使は1回に限り可能です。

再行使する場合、またはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、左記の「ログインID・パスワードを入力する方法」をご確認ください。

本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

システムに関するお問い合わせについて

三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部（ヘルプデスク）
☎0120-173-027
受付時間 午前9時～午後9時（通話料無料）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1.提案の理由

当社定款に関し、第2号議案「第1回優先株式発行の件」記載の優先株式の発行を可能とするための条文の変更・追加に加え、今後の事業展開を見据えた目的事項の一部変更及び本部機能の移転に伴う本店所在地の変更を目的とするものであります。

2.変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条 (条文省略) (目的)	第1条 (現行どおり) (目的)
第2条 当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配または管理することを目的とする。 1.和食・洋食・中華料理店の経営 2.フランチャイズシステムによる飲食店の加盟店募集及び加盟店に対する経営指導 3.前号の加盟店の品揃えの指導及びこれに伴う必要商品の供給 4.弁当・惣菜等の調理食品の製造・販売及び宅配業務 5.店舗用設備及び店舗用什器備品の販売並びにリース 6.日用品雑貨、衣料品の販売 7.食料品、調味料、嗜好品、飲料等の製造、加工、販売 8.給食業務の受託、管理 9.不動産の売買、賃貸及び管理 10.金銭の貸付並びに債務の保証 11.損害保険代理業 12.店舗設計及び総合室内装飾の企画、デザイン業務 (新設) (新設) 13.前各号に附帯する一切の業務	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1.飲食店の経営 2.フランチャイズシステムによる飲食店の加盟店募集および加盟店に対する経営指導 3.前号の加盟店の品揃えの指導およびこれに伴う必要商品の供給 4.弁当・惣菜等の調理食品の製造・販売および宅配業務 5.店舗用設備および店舗用什器備品の販売並びにリース 6.日用品雑貨、衣料品の販売 7.食料品、調味料、嗜好品、飲料等の製造、輸入、仕入、加工および販売 8.給食業務の受託、管理 9.不動産の売買、賃貸および管理 10.金銭の貸付並びに債務の保証 11.損害保険代理業および生命保険募集に関する業務 12.店舗設計および総合室内装飾の企画、デザイン業務 13.上記の各事業に関するノウハウの提供および指導 14.国内外の会社の株式または持分を取得、所有することによる当該会社の事業活動の支配および管理 15.前各号に付随する一切の業務

現 行 定 款	変 更 案
<u>2 当社は、前項各号およびこれに付帯または関連する一切の事業を営むことができる。</u> (本店の所在地) 第3条 当社は、本店を<u>東京都武蔵野市</u>に置く。 第4条～第5条（条文省略） 第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、2,872万株とする。 第7条（条文省略） (単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、100株とする。 第9条～第11条（条文省略） (新設) (新設)	(削除) (本店の所在地) 第3条 当社は、本店を<u>神奈川県横浜市</u>に置く。 第4条～第5条（現行どおり） 第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、2,872万50株とし、<u>このうち2,872万株は普通株式、50株は第1回優先株式とする。</u> 第7条（現行どおり） (単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、<u>普通株式については100株、優先株式については1株とする。</u> 第9条～第11条（現行どおり） 第3章 第1回優先株式 (優先配当金) <u>第12条の1</u> <u>当社は、期末配当金を支払うときは、第1回優先株式を有する株主（以下「第1回優先株主」という。）または第1回優先株式の登録株式質権者（以下「第1回優先登録株式質権者」という。）に対して、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第1回優先株式1株につき以下の算式に従い計算される金額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）の金銭（以下「第1回優先配当金」という。）を支払う。</u> <u>第1回優先配当金＝10,000万円×3.5%</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>2</u> 当会社は、中間配当を支払うときは、第1回優先株主または第1回優先登録株式質権者に対して、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1回優先株式1株につき第1回優先配当金の2分の1に相当する額の金銭（以下「第1回優先中間配当金」という。）を支払う。
(新設)	<u>3</u> 第1回優先中間配当金支払われた場合においては、第1項の第1回優先配当金の支払いは、第1回優先中間配当金を控除した額による。
(新設)	(累積条項) <u>第12条の2</u> ある事業年度において、第1回優先株主または第1回優先登録株式質権者に対して支払う配当金の額が第1回優先配当金の額に達しない場合、その不足額を翌事業年度以降に累積し、累積した不足額については、第1回優先配当金および普通株主または普通登録株式質権者に対する配当金に先立って、これを第1回優先株主または第1回優先登録株式質権者に支払う。 (非参加条項)
(新設)	<u>第12条の3</u> 第1回優先株主または第1回優先登録株式質権者に対しては、第1回優先配当金を超えて配当はしない。
(新設)	(残余財産の分配) <u>第12条の4</u> 当会社の残余財産を分配するときは、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第1回優先株主または第1回優先登録株式質権者に対し、第1回優先株式1株につき、10,000万円に第3項に定める第1回経過優先配当金相当額を加えた額を支払う。
(新設)	<u>2</u> 第1回優先株主または第1回優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。
(新設)	<u>3</u> 第1回優先株式1株当たりの第1回経過優先配当金相当額は、残余財産の分配がなされる事業年度に係る第1回優先配当金について、1年を365日とし、残余財産の分配を行う日の属する事業年度の初日から残余財産の分配がなされる日（いずれも、同日を含む）までの実日数で日割計算した額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する）とする。ただし、分配日の属する事業年度において第1回優先株主または第1回優先登録株式質権者に対して第1回優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>(議決権)</u> <u>第12条の5</u> 第1回優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。
(新設)	<u>(買受け等)</u> <u>第12条の6</u> 当会社は、いつでも、他の種類の株式とは別に第1回優先株式のみを買い受けることができる。
(新設)	<u>2 第1回優先株主は、他の種類の株式に関する買受けについて、会社法第160条第3項の請求をなし得ず、第1回優先株主に関する請求権に係る同条第2項の招集通知の記載を要しない。</u>
(新設)	<u>(新株引受権等)</u> <u>第12条の7</u> 当会社は、第1回優先株主に対し、新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。
(新設)	<u>(株式の併合または分割)</u> <u>第12条の8</u> 当会社は、第1回優先株式について株式の分割または併合を行わない。
(新設)	<u>(株式を対価とする取得請求)</u> <u>第12条の9</u> 第1回優先株主は、令和6年3月1日以降、いつでも、当会社に対して、その有する第1回優先株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとし、当会社は、第1回優先株主が取得の請求をした第1回優先株式を取得するのと引換えに、次項に定めるところに従って算出される数の当会社の普通株式を、当該第1回優先株主に対して交付するものとする。
(新設)	<u>2 第1回優先株式を取得するのと引換えに交付すべき普通株式の数は、次のとおりとする。なお、取得と引換えに交付する普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付はしないものとする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新設) (新設) (新設) (新設) 第3章 株主総会 (招集) 第12条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。	取得と引換えに交付すべき普通株式の数 第1回優先株主が取得の請求をした第1回優先株式の払込金額の総額 取得価額 3 前項に定める取得価額は、第1項に定める取得請求の効力発生日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の毎日の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。 （金銭を対価とする取得請求） 第12条の10 第1回優先株主は、法令上可能な範囲で、第1回優先株式1株につき10,000万円に第1回経過優先配当金相当額を加えた額を取得の対価として、当会社に対して、自己の有する第1回優先株式の全部または一部の取得を請求することができる。 2 前項に定める第1回経過優先配当金相当額は、取得がなされる事業年度に係る第1回優先配当金について、1年を365日とし、取得を行う日の属する事業年度の初日から取得の効力発生日（いずれも、同日を含む。）までの実日数で日割計算した額（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。）とする。 3 第1項に定める取得請求は、取得の効力発生日が属する事業年度の直前事業年度の末日現在における配当可能利益の金額から、当該直前事業年度に関する定時株主総会において配当可能利益から配当しまたは支払うことを決定した金額および取得の効力発生日が属する事業年度において既に取得が実行または決定された金額（他の種類の株式の取得と引換えに交付される金銭の額を含む。）の合計額を控除した金額（以下「限度額」という。）を限度とし、限度額を超える場合は、抽選その他の方法により決定する。 第4章 株主総会および種類株主総会 (招集) 第13条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<u>2</u> 種類株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。
第13条 (条文省略)	第14条 (現行どおり)
(招集権者および議長)	(招集権者および議長)
第14条	第15条
株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。	株主総会 (種類株主総会を含む。以下、本章において同じ。) は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。
2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。	2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。
第15条～第17条 (条文省略)	第16条～第18条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会	第5章 取締役および取締役会
第18条～第28条 (条文省略)	第19条～第29条 (現行どおり)
第5章 監査役および監査役会	第6章 監査役および監査役会
第29条～第37条 (条文省略)	第30条～第38条 (現行どおり)
第6章 会計監査人	第7章 会計監査人
第38条～第41条 (条文省略)	第39条～第42条 (現行どおり)
第7章 計算	第8章 計算
第42条～第45条 (条文省略)	第43条～第46条 (現行どおり)

第2号議案 第1回優先株式発行の件

本議案は、会社法第199条の規定に基づき、株式会社コロワイド（以下「割当予定先」といいます。）に対して、下記「1. 募集株式の概要」の要領にて、第三者割当により第1回優先株式を発行すること（以下「本第三者割当増資」といいます。）につき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、第1号議案「定款一部変更の件」が承認され、定款変更の効力が生じることを条件といたします。

1.募集株式の概要

(1) 募集株式の種類及び数	第1回優先株式 30株
(2) 払込価額	1株につき100,000,000円
(3) 払込価額の総額	3,000,000,000円
(4) 増加する資本金及び資本準備金	増加する資本金の額1,500,000,000円 (1株につき50,000,000円) 増加する資本準備金の額1,500,000,000円 (1株につき50,000,000円)
(5) 募集又は割当方法	第三者割当の方法により割当予定先に30株全てを割り当てます。
(6) 払込期日	2021年2月19日
(7) 募集株式の内容	本優先株式の内容については、第1号議案「定款一部変更の件」をご参照ください。

2.第三者割当による優先株式の発行の目的及び理由

(1) 提案の理由

当社は、2020年11月10日に公表いたしました「2021年3月期 第2四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載のとおり、新型コロナウイルスの感染拡大による売上高の減少に伴う事業損失の計上に加え、不採算店舗に係る減損損失1,703百万円を計上したこと等により、2020年9月末時点において1,495百万円の債務超過となりました。また、直近3事業年度においては、原材料価格及び人件費といったコスト上昇要因を商品価格に転嫁したことによる価格競争力の低下と客数の減少を主要因として、既存店売上高が継

続いて前年を下回ったことで減収減益傾向となり、2020年3月期には営業損失を計上するに至りました。

このように、当社においては財政状態及び業績の改善が急務となっているところ、昨年11月開催の臨時株主総会において経営体制が刷新されたことを受けて、現在、ブランド力の更なる向上及び商品・メニュー戦略の立て直しによる客数・売上高の回復、並びにコロワイドグループとの協働による調達コストの削減をはじめとする収益性の改善に鋭意取り組んでおります。

他方、事業運営安定化の観点からは、早期の債務超過状態の解消が不可欠であるところ、本第三者割当増資によってこれを実現すると共に、今後の業績改善に向けた事業運営資金としての手許流動性を確保することが可能となります。

なお、2020年12月24日開催の本第三者割当増資に係る当社取締役会においては、割当予定先である株式会社コロワイドの専務取締役を本年11月4日まで務めておりました蔵人賢樹及び現在取締役を兼務する澄川浩太につきまして、特別の利害関係を有すると判断し、取締役会の決議には参加しておりません。利害関係を有していない取締役のみによって審議された当該取締役会においては、決議に参加した全ての取締役の賛成により本第三者割当増資は承認されております。

また、当該取締役会に出席した監査役はいずれも本第三者割当増資に異議がない旨の意見を表明しております。

以上のことから、本第三者割当増資に係る取締役会の決議は、利害関係を有しない者のみによる決定であり、公正性は担保されていると判断しております。

(2) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本優先株式の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため、当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関である株式会社グラックス・アンド・アソシエイツ（以下「グラックス」といいます。）に対して本優先株式の価値算定を依頼し、株式価値算定書（以下「本算定書」といいます。）を取得しております。グラックスは、二項モデルを用いて本優先株式の理論価値を算定しており、本算定書において当該理論価値は1株当たり96,820,168円～101,438,167円とされております。

当社は割当予定先との間で、既存株主の皆様に対する希薄化の影響を最小限とすべく協議を行い、普通株式を対価とする取得請求の価額を時価とし、また同取得請求期間を2024年3月1日以降とするなどの措置を講じた上で、1株当たりの払込金額を理論価値

の上限に近い100,000,000円と決定いたしました。

当社は、当社及び割当予定先から独立した第三者算定機関であるグラックスによる本算定書の算定結果や、本優先株式の発行条件は当社の置かれた事業環境並びに財政状態及び経営成績を考慮した上で、割当予定先との協議・交渉を通じて決定されていることを総合的に勘案し、本第三者割当増資は有利発行に該当しないと判断しております。

しかしながら、本優先株式には客観的な市場価格がなく、また優先株式の評価は非常に高度かつ複雑であり、その評価については様々な見解があり得ることから、株主の皆様意思を確認することが適切であると考え、念のため、本臨時株主総会において会社法第199条第2項に基づく株主総会の特別決議による承認を得ることを条件として本優先株式を発行することといたしました。

(3) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社は、本優先株式を30株発行することにより、総額30億円を調達いたしますが、上述した本第三者割当増資の目的及び資金使途に照らしますと、本優先株式の発行数量は合理的であると判断しております。

また、本優先株式については、株主総会における議決権がありませんが、本優先株式の普通株式を対価とする取得請求権の行使により、既存株主の皆様に対し希薄化の影響が生じる可能性があります。本優先株式の普通株式を対価とする取得請求時の取得価額は、取得請求の効力発生日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の毎日の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日を除く。）とする（ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。）とされておりますが、2020年12月23日の終値に基づいて試算を行った場合、本優先株式は議決権数13,274個の普通株式に転換されることとなり、2020年9月末日現在の株主名簿に基づく当社の発行済普通株式に係る議決権総数である72,416個に対する割合は約18.3%となります。このように普通株式を対価とする本優先株式の取得請求権の行使により当社の普通株式が交付された場合には、一定程度の当社普通株式の希薄化が生じることとなりますが、①本第三者割当増資による自己資本の増強が当社の財務体質の改善に資するほか、②本優先株式の内容として、2024年3月1日が到来するまでは割当予定先が普通株式を対価とする取得請求権を行使することができないとされており、普通株式の早期の希薄化を回避するための方策を講じております。

このような観点から、当社としては、本第三者割当増資により生じ得る希薄化の規模も合理的であると判断しており、本優先株式の発行については、本臨時株主総会において会社法第199条第2項に基づく特別決議による株主の皆様のご承認を賜りたく、お諮りするものであります。

第3号議案 取締役1名選任の件

経営体制の一層の強化を図るため、社内取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

はね だ まさ たか
羽 田 正 貴 (1981年9月21日生)

新任

■ 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

2006年4月	株式会社三菱東京UFJ銀行入行	2018年9月	株式会社ゴンゾ執行役員
2011年7月	株式会社経営共創基盤入社	2019年4月	同社取締役CFO
2015年5月	株式会社タツノコプロ経営戦略部部長	2019年6月	株式会社スタジオKAI取締役
2018年8月	株式会社アサツーディ・ケイ入社	2021年1月	株式会社コロワイド入社
		2021年1月	当社執行役員経営管理本部副本部長(現任)

■ 所有する当社株式の数 0株

■ 選任理由

金融機関及びコンサルティング会社における高度な知識と経験に加え、これまで複数の会社における経営及び業務改善に携わってきた経験から、当社における経営企画・経営管理機能の強化に適切な人材と考え、取締役候補者といたしました。

(注) 羽田正貴氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以 上

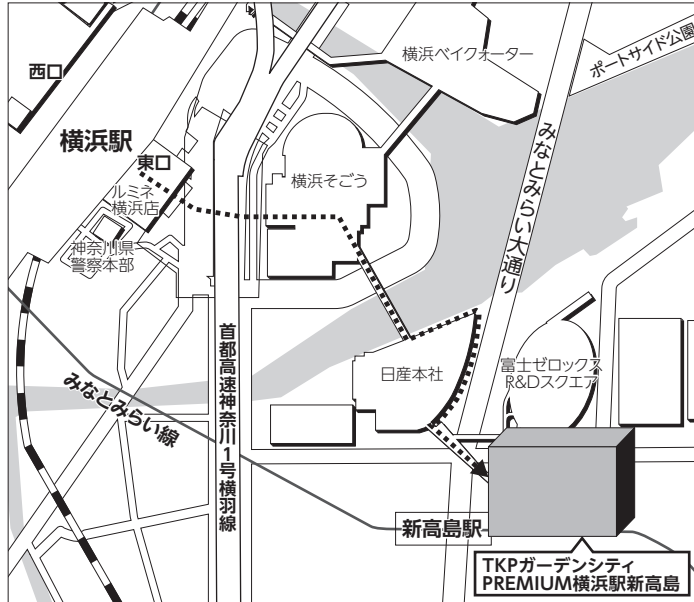
[illegible]

[illegible]

[illegible]

株主総会会場ご案内

神奈川県横浜市西区みなとみらい五丁目1番1号
横浜グランドゲート 2F
TKPガーデンシティPREMIUM横浜駅新高島
電話番号 045 (650) 6710



●交通機関

- ・みなとみらい線 新高島駅 4 臨港パーク口 徒歩 1 分
- ・JR線、東急東横線、京急本線 横浜駅 東口 徒歩 7 分

【ご来場の自粛のお願い】

多くの株主様が集まる株主総会は、新型コロナウイルスの感染リスクがあります。当日のご来場につきましては、自粛をご検討ください。

※本臨時株主総会におけるお土産の配付は実施いたしません。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。